

## 総務部会規程

JSSM-2-500 2005.05.12 制 定

2011.5.30 改 定

2025.10.21 改 定

### 第1条（目的）

本規程は、日本セキュリティ・マネジメント学会の総務部会について、その構成、役割等必要な事項を定める。

### 第2条（構成）

総務部会長および総務部会員は定款第60条に基づき選任する。

2. 理事会規則第3条に基づき総務部会員の推薦方法は総務部会長が定めることができる。
3. 総務部会長を含め総務部会委員の任期は1年とするが、再任を妨げない。

### 第3条（役割）

総務部会は、会長を補佐し本学会の運営にかかわる下記の事項を担当する。

- (1) 総会、理事会など、学会の主要会議を運営する。
- (2) 学会の規則体系を維持管理する。
- (3) 広報委員会と連携し学会ウェブ其他媒体による学会の広報を行う。
- (4) 学会ウェブの運営を行う。
- (5) 会長から依頼された内容に対応する。

### 第4条（運営）

前条の役割を果たすため、総務部会の運営は、総務部会長の方針に基づき、総務部会委員間で役割を分担し、メール等で連絡を取りながら活動することを基本とする。

2. 総務部会は、必要の都度総務部会会議を開催し、活動内容や課題を委員間で共有する。総務部会会議は、事情に応じてメール会議とすることが出来る。

### 第5条（本規程の改廃）

総務部会は本規定の改廃を発議することができ、定款第42条に基づき理事会によって改廃が行われる。

### 附則

この規程は2025年10月21日から施行する。